

## 議第84号

三島市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

三島市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年三島市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第17条の5第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第17条の6第2号中「（法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）」を削る。

第17条の8第1項及び第18条第7項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第18条の2の見出し中「臨時又は非常勤の職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条中「臨時又は非常勤の職員（再任用短時間勤務職員を除く。）」を「法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に、「予算の範囲内で、別に任命権者が」を「別に条例で」に改める。

### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第17条の5第1項、第17条の6第2号、第17条の8第1項及び第18条第7項の改正規定は、令和元年12月14日から施行する。

令和元年9月5日提出

三島市長 豊岡 武士